

危機管理マニュアル(防災)

安芸市立土居小学校

【地震災害時の対応】

学校の位置等

住 所:高知県安芸市土居1097番地

標 高:約12m 海岸からの距離:約2,350m

想定された最大津波浸水深:0.3~1.0m未満

30cmの津波が到達する時間:60分以上

安芸市では、南海トラフ地震発生時の、最大震度7、揺れの時間は3分以上続くと予想されている。

本校は上記のような津波浸水深が予想されているが避難所として指定されている。

1 組織・体制

震度5(弱)以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が教職員・児童の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは初期対応は異なるが、学校は自動的に学校災害対策本部を立ち上げ初期対応を行う。

巨大地震発生後、校長・教頭・各班の班長によって土居小学校災害対策本部(企画委員会メンバーと養護教諭で組織する)を立ち上げる。

指揮命令者:校 長

校長が不在等の場合は、以下の順で指揮命令者とする。

教 頭→教務主任→研究主任→体育主任

(1) 土居小学校災害対策本部

班の編制・名称・任務等については以下の通りとする。(他の災害時も準ずる)

名 称	担 当	主 な 対 応
総括本部	校長 教頭 主事	・被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・教育委員会等の関係機関への連絡・調整 ・警察・消防機関等への通報 ・避難所開設・運営支援 ・メール配信システムによる発信
児童等対応班 (避難誘導・安否確認を含む)	学級担任 1・2年 3・4年 5・6年 特別支援学級	・児童がグラウンドへ一時避難後、児童・教職員の安否確認、負傷者の有無及び程度を把握し、校長・教頭へ報告 ・余震がおさまるまではグラウンドで待機 ・余震がおさまったと判断し、「消火・救助・安全班」による校舎の安全性が確認できる場合は、「消火・救助・安全班」の指示に基づき児童は本館2階、地域住民は新館へ避難誘導を行う。 ・就業以外の時間帯に被災した場合は、教職員の安否確認を行い、各担任を通じて児童・児童の家族の被災状況及び安否を早急に確認 ・特別支援学級の児童には特別に配慮する。
消火・救助・安全半班 ※主に男性職員	徳の部等	・グラウンド集合後、行方不明者がいる場合は捜索・救助を安全に配慮しながら行う ・建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命 ・火災が発生した場合は、初期消火活動。 ・校舎内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに避難通路の確保 ・二次被害等の危険を防止するために、立ち入り禁止区域の設定と侵

		入防止の措置を可能な範囲で行う。 ・学校の被害状況やライフラインの状況を確認し本部に報告
救急医療班 ※養護教諭と数名	養護教諭 他教職員	・養護教諭を中心に組織 ・「避難誘導・安全確認班」と綿密な連携をとり、負傷した児童、教職員、近隣から搬送された負傷者の保護に努め、必要に応じて地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送に協力
住民対応・避難場所支援班(教頭と数名)	教頭	・地震発生直後から住民が避難してくる可能性が高いので、校舎の安全性を「消火・救助・安全班」の報告をもとに判断し住民をどこに受け入れるかを決定する。安全性が確保できない場合はグラウンドで待機をしてもらう。 ・学校が避難場所となった場合、避難場所として円滑に運営されるよう地域防災組織等と連携を図り、誘導や避難場所の準備 ・地域住民避難場所は、基本的に新館とするが、そこに収容しきれない場合は本館を開放

(2) 休日・夜間の震災時における参集体制

①休日・夜間の震災時における参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
第1 配備 警戒体制	県内に津波注意報が発表されたとき	管理職 ※必要に応じて
第2 配備 嚴重警戒体制 必要に応じ災害対策本部設置	県東部で震度4以上の地震が発生したとき	管理職・教務主任・研究主任・体育主任
	県内に津波警報が発表されたとき	同上
第3 配備 災害対策本部設置	県東部で震度5弱の地震が発生したとき	管理職・教務主任・研究主任・体育主任・養護教諭・主事・
	県東部で震度5強以上の地震が発生したとき	原則として全教職員 ※参集が不可能な場合は、最寄りの参集場所へ
	県内に大津波警報が発表されたとき	同上

2 地震発生時の対応

(1) 児童在校中の対応

地震発生	
児童の安全確保	○的確な指示（頭部の保護・机の下等への避難・机の脚を両手でしっかり押さえる。その場を動かない等、配慮を要する児童への対応（学級担任） ○出口の確保（学級担任） ○火災等第二次災害の防止（教頭） ○負傷者の確認（児童→各学級担任→職員室へ連絡）
校舎外避難の決定と指示	○避難経路の安全確認（校長→教頭・教務主任→各学級担任） ○全校避難指示（校長→事務→校内放送） ○人員確認（各学級担任→教頭→校長） ★東・西階段それぞれの状況を確認し安全なルートで避難する。
校舎外避難（運動場）	○的確な指示（頭部の保護・おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない等）（学級担任・教頭） ○配慮を要する児童への対応（自力で避難できない児童は、特別支援学級担任や、支援員等が介助して避難させる。） ○教職員の連携（誘導・負傷者搬送）（各学級担任・養護教諭） ○児童名簿の携帯（避難袋→校長） ★運動場が危険であれば、体育館、屋上、公民館等に2次避難を考える。
避難後の安全確保	○人員の確認と安否確認（各学級担任→校長） ○負傷者の確認と応急処置・関係機関への連絡（養護教諭） ○児童の不安への対処（学級担任・養護教諭→教頭等）
学校災害対策本部の設置	○教職員各自の役割確認と校長の業務指示
校舎外避難所での対応	○児童への不安への対処・安全確保（少人数で全体が見渡せるように児童のそばにいて、勝手な行動をとらないよう指示）
被害状況の把握	○学校施設・通学路等の点検（通学路及び児童等の校舎避難・避難所開設のための外観上の安全確認危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応）
災害情報の収集	○報道機関から地震の規模・余震の可能性と規模等の二次災害の危険性等の情報収集 ○地域や校区の被害状況・危険箇所等の関係機関への連絡
教育委員会への報告	○被害状況・その他学校内外の指示事項の確認・その他の情報収集状況に応じた臨時休校措置
外部との対応	○保護者・親類・知人・報道機関等からの照会対応、近隣学校・校種間連携ネットワークの確立（近隣で支援し合えることはないか情報交換）
校舎外避難後の対応決定保護者への連絡	○児童の校舎外避難後の対応決定（児童を保護者に引渡す場合の連絡方法を定め、学校と保護者との共通理解を図る） ○メール配信システムの活用
避難継続	○校舎内・運動場・指定広域避難所
保護者への引渡し	事後の対応へ
避難所の開設・運営支援	○避難所開設・運営の支援マニュアルに基づき活動

① 授業中

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○災害時・担当教諭 ○教師の指示による安全確保の的確な指示（頭部の保護・窓や壁際から離れさせる） ○火気使用中であれば、地震の揺れがおさまってから消火する。 ○児童の人員状況の確認や周囲の安全確認を行う。	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。
特別教室		○火気使用中であれば消火を指示する。
体育館		○実験中であれば、危険回避を指示する。
運動場		○中央に集合させ、体を低くするよう指示する。（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある）
プール		○建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするよう指示する。 ○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する。

	○余震や二次災害に備え、児童を落ち着かせる。	○揺れがおさまれば、速やかにプールから出るよう指示する。 ○避難準備（サンダル・靴を履き・衣服やバスタオルで身を守るよう指示する。）
--	------------------------	---

② 教職員と児童が離れている場合（始業前・休み時間・清掃中・放課後など）

場 所	児 童 の 行 動	教 職 員 の 対 応
階段・廊下・トイレ等	○揺れている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気をつける。 ○揺れがおさまリ、教職員の指示に従い校舎外避難所に避難する。 ○周囲の安全確認	○全校指示（揺れがおさまるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するよう指示する。） ○教職員は分散し児童の安全確保・指示誘導する。 ○校舎外にいる児童の安全確保・負傷者の応急手当
運動場・学校農園等	○建物・ブロック塀・窓ガラスの近くから離れる。 ○揺れがおさまるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	

③ 場所別地震発生時における対応
授業中（普通教室）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○天井・壁等が割れたり落ちたりする。 ○本棚・ロッカー等が転倒する。 ○蛍光灯・時計等が落下する。 ○児童が不安や恐怖で泣き叫び、教師の指示が行き届かなくなる。また、恐怖のあまり全く動けなくなったり、自分勝手に行動し始めたり、パニック状態になる。 ○教師が負傷し、動けなくなる。	【揺れている時】 ○「机の下にもぐりなさい」「机の脚を両手で押さえなさい」「大丈夫、先生もここにいます」 ○「外へ飛び出さない」 ※脱出口を1箇所以上確保。 【避難する時】 ○「けが人はいませんか」 ※負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。 ○「本などで頭を守りなさい」 ○「あわてないで避難しなさい」 ※児童に対して適切な避難経路を指示した上で先導。 ※出席簿・地区別名簿等の必要なものを携行し人数を確認する。	【揺れている時】 ○机の下にもぐって、机の脚をしっかり持つ。 ○身を隠すところがない場合は、身近にあるカバン、本等で頭を覆い、できるだけ低い姿勢をとる。 【避難する時】 ○教員の指示に従い「おはしもを守る」 ※「お」（押さない） 「は」（走らない） 「し」（しゃべらない） 「も」（戻らない） ○ヘルメットで頭を覆い上履きのまま、避難所（運動場）へ行く。 ○煙が発生している場合は、ハンカチ等で鼻・口を覆い、避難する。 ○学級ごとに整列する。 ○勝手に家に帰らない。 ○担任が不在の場合は、近くの教師の指示に従う。

授業中（理科室・調理室）・給食時

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
理 科 室 ・ 調 理 室	○教室の例に準じる。 ○薬品棚が転倒し、薬品が散乱する。 ○薬品がこぼれる。 ○アルコールランプやガスバーナーが倒れ、出火する。 ○火傷等をする危険性がある。 ○ミシン類の落下による負傷やアイロン・熱湯等による火傷をする。 ○調理器具が飛散する。 ○ガス漏れやガス爆発の危険性がある。	※揺れている時は、教室の例に準じるが、机の下にもぐれない場合は、次のように対応する。 ○「その場にしゃがみなさい」 ○「頭を守りなさい」 ○「こぼれた薬品に近づかない」 ○「火を消しなさい」 ※消火は、児童の安全を最優先に指示する。 ※動けない場合は、揺れがおさまってから火を消し、ガスや電気の元栓を必ず閉める。 ※避難も教室の例と同様とする。 ※避難の際は、薬品やガラス器具の破片等に注意させる。	○教室に準じる。 ○教科書やノート等で頭を守る。 ○揺れている時でも動ける場合は、薬品によるケガや火事の危険をなくしてから自分の身を守る。 ○動けない場合は、揺れがおさまってから火を消し、ガスの栓を閉め、アイロン等のコンセントを抜く。
給 食 時	○給食時食器の落下、おかずの入っている食缶が倒れ、熱い食べ物類が飛び散る。	○給食室においては、素早く火元の始末をする。	○机の下にもぐり、火傷を避ける。

授業中（図書室等）

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
図書室	○図書室では、本棚・ロッカー類が相次いで倒れる。 ○本が次々と落下する。 ○モニター等が落下する。	○「中央に集まりなさい」 ○「しゃがみなさい」 ○「本で頭を守りなさい」	○近くにある本を持って部屋の中央に行き、できる限り頭を保護してしゃがむ。
音楽室	○グランドピアノが数メートル動いたり、脚が折れたりする ○スピーカー・オーディオ設備・楽器等が落下する。	○教室の例に準じる。 ○「ピアノから離れなさい」	○教室の例に準じる。
保健室	○保健室では、薬品棚の転倒・破損ガラスが散乱する。 ○測定器具等が転倒する。	○教室の例に準じる。 ○火災発生時には、初期消火として毛布等をかぶせる	○体調不良等で休んでいる場合は、すぐにベッドの下にもぐる。

授業中（体育館・運動場・プール）

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
体育館	○体育館では、窓ガラスが飛散する。 ○照明器具・天井固定器具類が落下する。 ○壁が倒壊したり、床が破損したりする。	※体育の授業の時は、次のとおり対応する。 ○「中央に集まりなさい」 ○「しゃがみなさい」 ○「頭を守りなさい」 ※全校集会等で多くの児童が集まっている場合は、次のとおり対応する。 ○「その場にしゃがみなさい」 ○「頭を守りなさい。」 ※避難する時は、明確に指示を出し、自分勝手な行動をとらせない。	○体育館の中央に行き、手で頭を保護してしゃがむ。 ○勝手に体育館の外に飛び出さない。 ○避難する時は、頭を守り、上履きのまま外に出る。 ○教員の指示に従い、「お」「は」「し」「も」を守る ※「お」（押さない） 「は」（走らない） 「し」（しゃべらない） 「も」（戻らない）
運動場	○運動場に亀裂が入り、陥没する。 ○建物の付近では、ガラスが飛散する。 ○サッカーゴール・フェンスの倒壊、登り棒・すべり台・雲梯等の遊具が倒れる。	※落ち着いた指示し、勝手な行動をとらせない。 ○「中央に集まりなさい」 ○「しゃがみなさい」 ○「頭を守りなさい」	○教員の指示に従う。 ○揺れが激しい場合は、這ったり、転がったりして建物から離れる。 ○伏せた状態で頭を手や衣類等で守る。 ○勝手に校外に出たり、教室に入ったりしない。
プール	○プールの水面が波立ち、ところどころで亀裂が入る。	○「プールの端に移動し、縁をつかみなさい」 ○水泳時は水からあげ、衣類を持たせ、履き物をはかせ、避難させる。	○プールの端に移動し、プールの縁をつかむ。 ○揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な避難場所へ移動する。

休憩時

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
教室	○授業中の例に準じる。 ○自由時間のため、自分勝手な行動による混乱が一層起こりやすい。 ○教師が近くにいないため、不安や恐怖をより強く感じる。	○校内放送で安全な避難場所及び避難方法を明確に指示する。 ○学級担任は早く教室に戻り児童を把握する。 ○他学年の児童は避難場所において担任に引き渡す。	○授業中の教室の例に準じる。 ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。

廊下	○廊下や昇降口等では、ロッカー・戸棚類・下駄箱等の倒壊や、掲示板・額縁・窓ガラス・蛍光灯の破片等が落下する。 ○戸や扉の開閉が困難になる。	○学級担任はできるだけ早く教室に戻り、児童を把握する。 ○被害状況を見た上で、別の避難経路を指示する。	○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○窓ガラスや蛍光灯の落下を避け、カバンや本で頭を守り、廊下の中央でしゃがむ。余裕があれば、近くの教室の机の下にもぐり込む。 ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○転落しないようにその場に伏せて、頭を守る。
階段	○破損ガラス・天井・蛍光灯・壁が落下する。 ○傾斜があるので、転落する可能性がある。	○授業中の教室の例に準じる。	
トイレ	○戸や扉の開閉が困難になる。 ○天井・蛍光灯・壁等が落下する	○授業中の教室の例に準じる。 ○トイレ内に児童がいないか確認する。	○放送等を静かに最後まで聞き指示に従い行動する。 ○トイレ使用中は、急いで戸を開けて、落下物に注意してじっと動かずにいる。
運動場	○授業中の運動場の例に準じる。	○校内放送か担当教員が運動場に出て、中央に集める。 ○状況に応じて安全な場所に避難させる。 ○学級に戻す。	○運動場の例に準じる。 ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。

(2) 校外での活動時の対応

地震発生

児童の安全確保

- 正確な状況把握と的確な指示（下見時の見学施設の把握・避難経路・避難場所の確認・施設管理者等の打合せ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる・頭部及び上半身の保護）（引率教員）
- 乗り物に乗車中は乗務員の指示に従う。
- 施設利用時は係員の指示に従う。
- 配慮を要する児童への対応（自力で避難できない児童は特別支援学級担任や、支援員等が介助して避難させる）

近くの避難所へ避難

- 避難所・救護施設がない場合、地域や関係機関等から情報入手し、的確な対応を行う。（引率教員）
- 施設管理者の指示に従う。（引率教員）

避難後の安全確認

- 人員確認・負傷者の応急手当（引率教員）
- 児童の不安に対する対処（引率教員）
- 海岸部や津波被害の危険性がある地域では、速やかに高台や十分な強度のある建物の3階以上へ避難する。
- 山中では崖崩れや落石に注意する。（引率教員）
- 状況に応じて地元公的機関や地域の人へ救護要請（引率教員）

学校への連絡	○学校への連絡・状況報告を行い、指示を受け対応（不通の場合は、教育委員会に報告） ○学校から教育委員会へ報告（校長・教頭等） ○学校から保護者へ連絡（校長・教頭等） ○教育委員会から指示・地元公的機関へ救援要請（校長・教頭等）
避難後の対応決定	

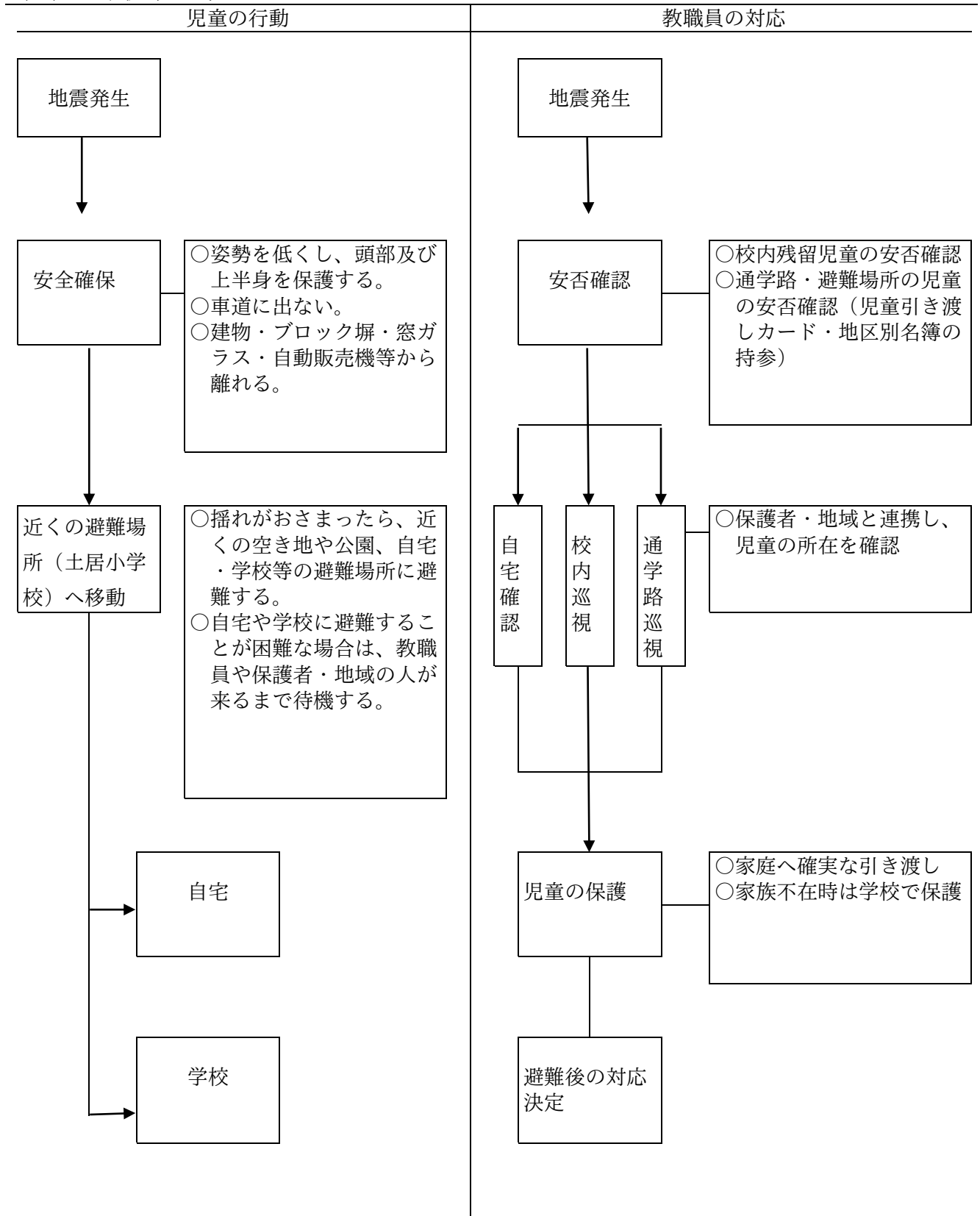
※ 修学旅行で県外にいる際に県内で地震が発生した場合

- 地震の規模・被害状況等の情報を収集する。（引率教員）
- 学校または教育委員会へ連絡・指示を受け対応する。（校長・教頭等）
- 地元公共機関や関係機関（旅行会社等）と連携する。（校長・教頭等・担任）
- 児童の不安に対する対処（状況説明・今後の対応）（校長・教頭等・担任）

● 校外活動時での具体的行動（遠足・社会見学等）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○車両の脱線・転覆・高速道路の崩壊・建物のかわら・外壁・ネオンサイン等の落下、看板・ブロック塀等の倒壊、ガラスの破片の飛散、電線の垂れ下がり、歩道橋の落下、ガソリンスタンド・自動車の爆発等による危険が起こる。 ○海岸では、津波・河川の堤防の決壊、低地では浸水による水害、埋め立て地では液状化による建物の崩壊、山間部では崖崩れ等が起こる。 ○旅館の内外は、校舎内外と同様に、落下物や倒壊物等による危険がある。 ○火気使用中は、火災発生のおそれがある。 ○夜間の睡眠中、あるいは停電時には、居所不慣れによる混乱が起こりやすい。 ○児童にとって不慣れな土地であるので、不安や恐怖が強く、心理的動揺をきたし、混乱が起こりやすい。特に夜間においては、一層不安や恐怖心が高まる。 ○津波が発生するおそれがある。	○屋内・野外にいた場合は、危険物から遠ざけて集合させる。 ○人員の確認・把握を行い、引率責任者との連携を十分に行う。 ○交通機関利用時間は、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。また、列車・バス等に乗車中は、非常コック・非常ドアを確認し、脱出口を確保する。 ※事前に遠足先の状況や避難所の確認をしておくことが大切である。 ※放送、メガホン等を使用し、あるいは各室へ通報し、避難の方法を明確に指示する。 【揺れている時】 ○「外に出ない」 ○「ベッドの下にもぐりなさい」または「布団の中に入りなさい」 【揺れがおさまったとき】 ○「慌てずに、静かに〇〇〇に避難しなさい。」 ※宿舎において、万一の場合を想定して、避難の方法を必ず指導する。 ○津波に対しては、速やかな対応が必要である。	○教師から離れず、集団で行動する。 ○乗り物に乗車中は、乗務員の指示に従う。 ○落下物から身を守る。 ○狭い場所や道路では、落下・倒壊物に注意し、素早く広い場所に出る。 ○倒壊現場・火災現場から離れる。 ○河川では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。 ○その他の場所においても、その時点からできるだけ速やかに遠ざかる。 ○避難経路・避難場所・宿舎の周囲の状況を明確に理解しておく。 ○室内で身の安全を守るための方法を工夫する。 ・机の下にもぐる。 ・ベッドの下にもぐる。 ・布団で頭部を守る。 ○避難行動は、指導者の指示により行い、自分勝手な行動はとらない。「お」「は」「し」「も」を守る。 ○避難場所に到着したら、班長は人員を確認して教員に報告する。 ○屋外に出たら勝手に室内に戻らない。 ○高台に避難する。

(3) 登下校中の対応

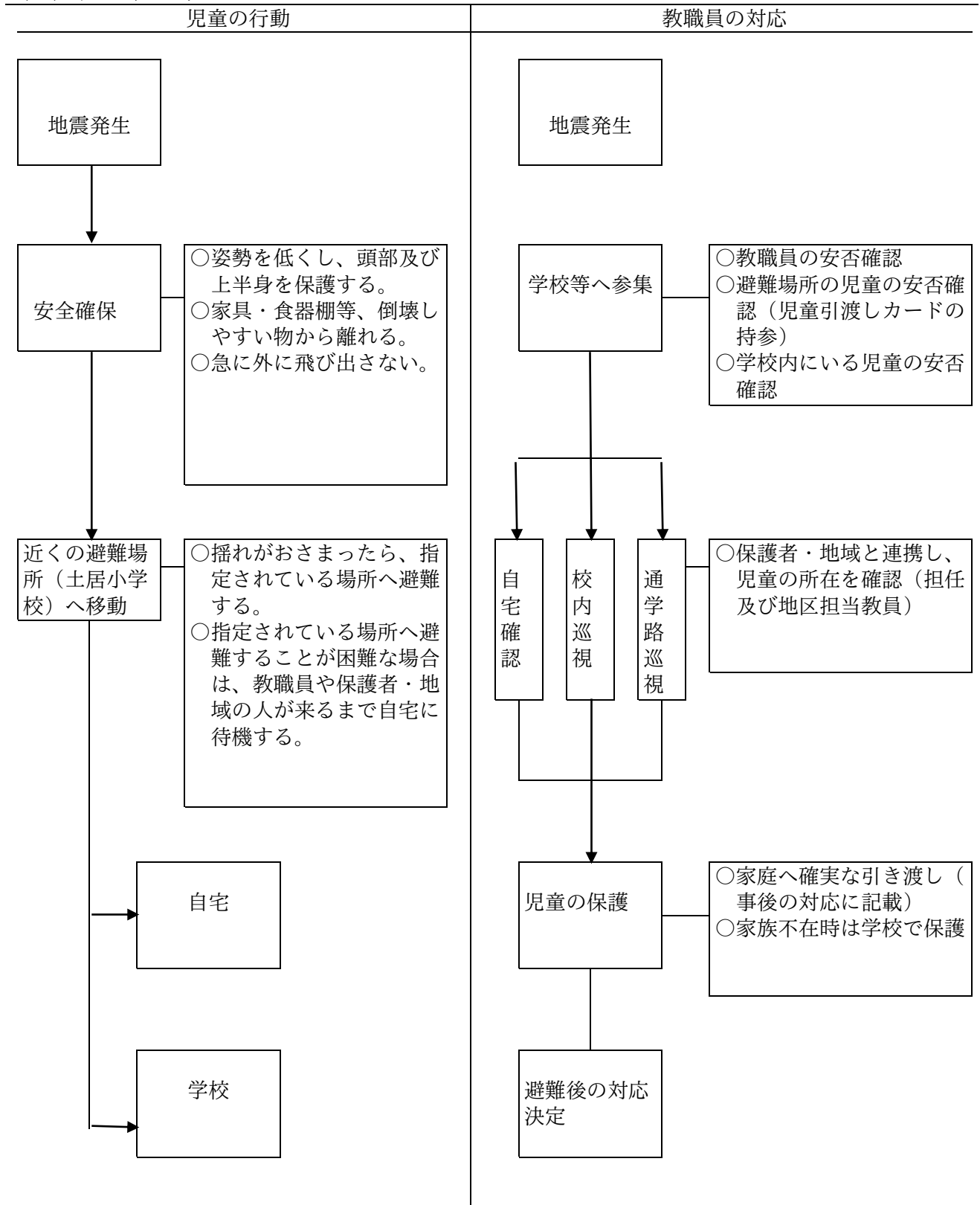


※状況に応じた対応（児童の安全の確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるよう事前に協議をする。

● 登下校時における具体的な行動

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○強い揺れのため、立っていることも歩くこともできない。 (約3分程度) ○建物・煙突・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状態になる。 ○かわら・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。 ○ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ○液状化した場所では、泥水や砂の噴出、埋設物の浮き上がりや建造物の傾斜、道路の陥没が起こる。 ○傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。 ○海岸部では、大津波が押し寄せる。 ○道路が地割れを起こしたり、プロパンガスが漏れ出す。 ○児童は、指導者が不在のため、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走るおそれが予想される。	○できるだけ速やかに児童の安否の確認を行い、必要に応じて家庭と連絡をとる。 ※事前指導 ①事前に保護者・地域の人と協力して、通学路を実地調査し、登下校時における危険箇所・避難方法の対策を立てて指導する。 ②各家庭の避難場所・避難経路・緊急時の連絡先をあらかじめ調べておく。 ③原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か、学校に近い方に向かうように事前に指導する。 ④震災時における緊急連絡先を決めておく。 ※土居小学校に近ければ、安全に配慮しながら登校、校舎内の安全を確認して開錠し、市職員、地域防災組織とともに避難場所提供に協力する。 ※土居小学校から離れている場合は、余震がおさまり津波警報を確認した後、危険性が低ければ帰宅し家族の安全と生活を確保する。家庭に支障がなく、出勤が可能であれば安全に配慮し登校する。	○揺れている時は、ランドセル・カバン等で頭を保護してしゃがむ。 ○事前に家族と避難する場所を決めておく。 ○揺れがおさまったら、状況に応じて、自宅か学校か近い方に向かう。(判断に迷ったら学校に向かう。) ○学校と連絡をとり、状況を報告する。 ○ブロック塀から離れる。 ○川岸・崖下から速やかに離れる。 ○橋の上は危険なため、速やかに離れる。 ○火事が起こっているところから離れる。

(4) 在宅中の対応



※ 状況に応じた対応（児童の安全の確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるよう事前に協議をする。

● 在宅時における具体的行動

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○強い揺れのため、立っていることも歩くこともできない。 (約3分程度) ○建物・煙突・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状態になる。 ○かわら・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。 ○ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ○液状化した場所では、泥水や砂の噴出、埋設物の浮き上がりや建造物の傾斜、道路の陥没が起こる。 ○傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。 ○海岸部では、大津波が押し寄せる。 ○道路が地割れを起こしたりプロパンガスが漏れ出す。 ○児童は、指導者が不在のため、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走るおそれが予想される。	○学校に参集する。 ○校内の被害状況を確認する。 ○できるだけ速やかに児童の安否の確認を行い、必要に応じて家庭と連絡をとる。 ※事前指導 ①事前に保護者と協力して、通学路を実地調査し、登下校時における危険箇所・避難方法の対策を立てて指導する。 ②各家庭の避難場所・避難経路・緊急時の連絡先をあらかじめ調べておく。 ③原則として、在宅時に地震が起こった場合、各家庭で決めた避難場所に向かうように事前に指導する。 ④震災時における緊急連絡先を決めておく。	○姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する。 ○家具・食器棚等、倒壊しやすい物から離れる。 ○急に外に飛び出さない。 ○落下物から身を守る。 ○狭い場所や道路では、落下・倒壊物に注意し、素早く広い場所に出る。 ○倒壊現場・火災現場から離れる。 ○河川では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。 ○その他の場所においても、その時点からできるだけ速やかに遠ざかる。 ○避難経路・避難場所・宿舎の周囲の状況を明確に理解しておく。 ○室内で身の安全を守るための方法を工夫する。 机の下にもぐる。 ベッドの下にもぐる。 布団で頭部を守る。 ○屋外に出たら勝手に室内に戻らない。 ○学校と連絡をとり、状況を報告する。

3. 地震から数時間経過後の対応

①児童の下校について

○津波の可能性や通学路の安全について、地震情報及び安芸市災害対策本部で確認。大津波警報が解除されるまで（8時間程度）は児童を避難場所で待機させる。その後、保護者との連絡がとれて保護者の迎えがあった児童は、引き渡しカードに記入後に引き渡す。

○児童が下校したか待機中かを「避難誘導・安否確認班」は確実に把握する。

②地域避難場所として

○学校の初期消火・救助・安全確認が終わった「消火・救助・安全点検班」は「住民対応・避難場所支援班」に加わり、避難住民の安全な誘導と支援を行う。

○地域防災組織・市教委・市役所と連携して、避難住民の受け入れにあたる。

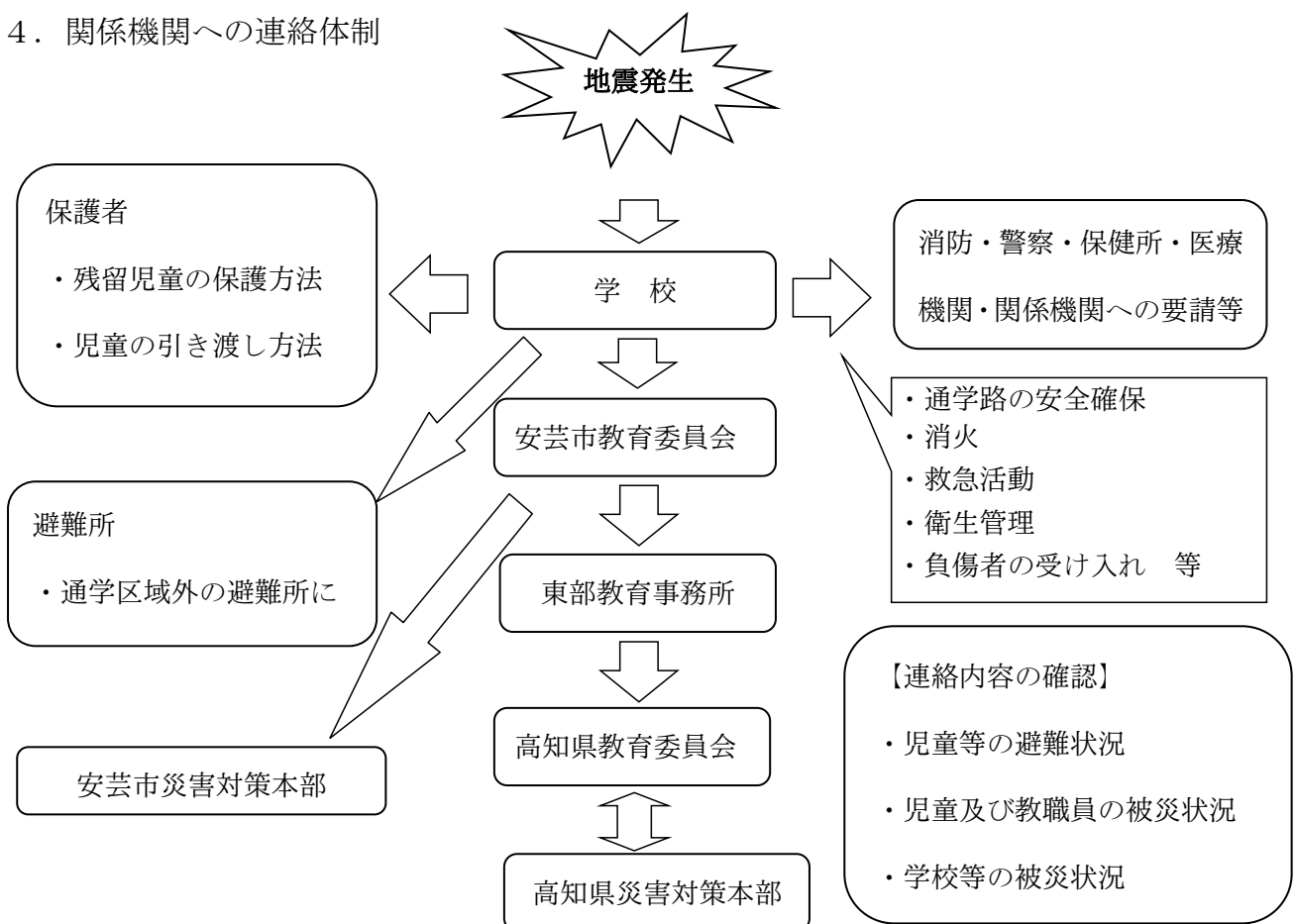
○地位避難場所となった場合、教職員とともにいる高学年児童もボランティアとして行動する。

○行政からの支援は、困難であると思われるので自主防災組織と共同で避難場所としての校舎の運営管理を行う。

○避難住民を組織化し、部屋割りや救援物資の受け入れ・配布にあたる。

※ 別冊 土居小学校 避難所運営マニュアルに従う

4. 関係機関への連絡体制



【事後の対応】

1 児童の保護者への引渡し

児童の帰宅方法については、学校周辺の被害状況、交通機関の運行状況、道路状況、地震情報など、児童の安全確保のために必要な情報を収集し、最善の方法を検討する。

（１）引き渡しのルール

- ・学校を含む地域の震度別に以下の通りとする。

震度４以下：原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

震度５弱以上：保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておく。

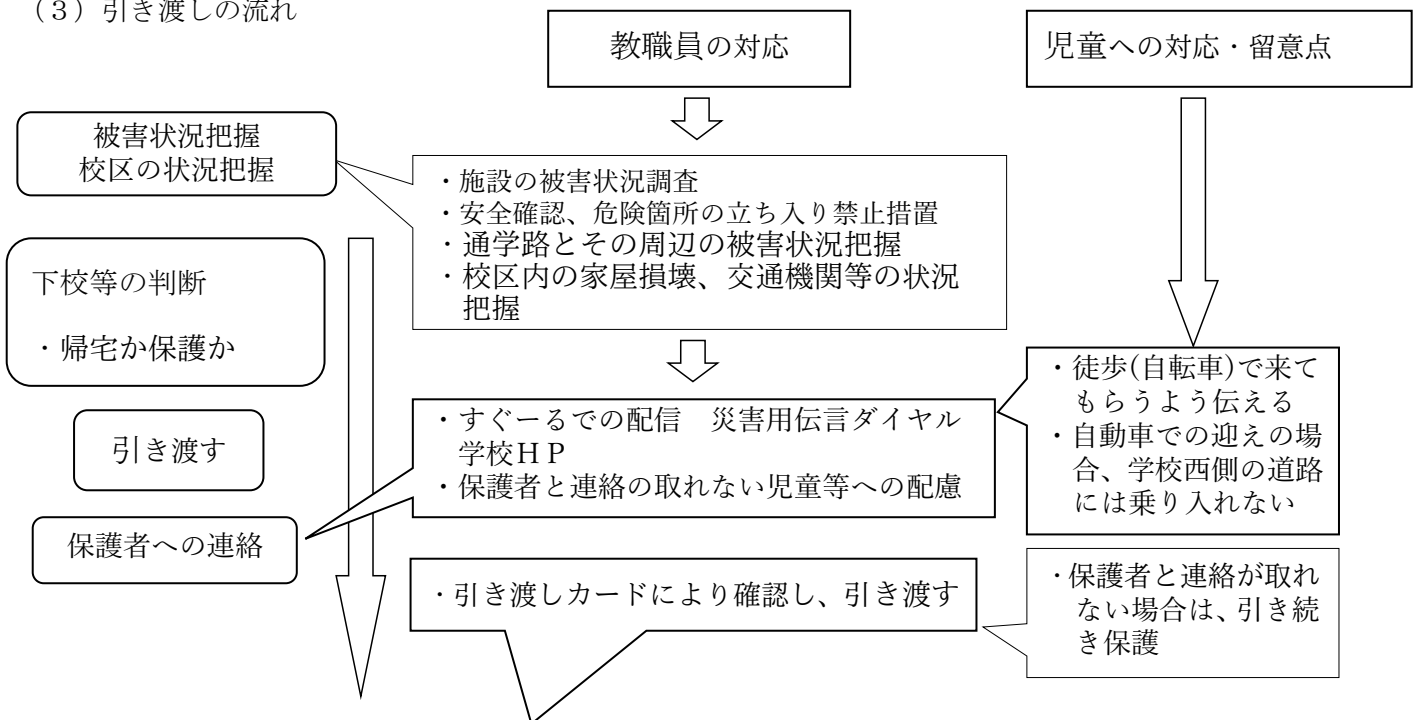
大津波警報発令中：震度にかかわらず**大津波警報が解除されるまで（８時間程度）避難場所**で待機させる。

※保護者に連絡が取れない場合は、学校ないし２次避難場所に迎えに来るように事前に訓練を通じ徹底しておく。

（２）保護者への連絡

- ・保護者には、メール配信システムによる発信。
- ・メール配信システム、電話連絡が困難な場合に備え、災害用伝言ダイヤルも活用し、保護者には事前に周知する。
- ・学校ＨＰに掲載する。
- ・学校入りへの掲示。・PTA 役員等への伝言以来。

(3) 引き渡しの流れ



引き渡しの実施

- a. 児童等は、学級ごとに運動場に集合する。保護者は職員駐車場で待機する。
 - (1) 担任は先頭で移動し、児童は西向きで南から1・2・3・4・5・6年の順で出席番号順1列。兄弟・姉妹のいる上級生は下級生の兄弟の右に並ぶ。下級生が欠席の場合にも並ぶ。
 - (2) 各学級担任は、対象児童を点呼し確認する。(1年の点呼を補助)→校長に点呼完了を知らせる。
※点呼で名前を呼ばれたら、静かに挙手で担任に合図させる。
- b. ハンドマイク等の指示で保護者等への引き渡し開始
 - (1) 学級担任に名前を告げて引き渡しカード、引き渡し一覧名簿で確認を受ける。
担任は、引き渡しカードの児童氏名欄・引取り者氏名欄のチェックボックスにチェックを記入。
該当の児童名簿にマーカーでマーク(引き渡し完了のチェック)
 - (2) 負傷した児童等については、養護教諭(本部)に直接確認して引き取り、学級担任に報告後下校する。
 - (3) 児童等が不明の場合は、本部にて指示を受ける。

※引き渡しカード様式

安芸市立土居小学校				緊急時引き渡しカード			
1		出席 番号	氏名	☐	血液型		
2		出席 番号	氏名	☐	血液型		
3		出席 番号	氏名	☐	血液型		
住所					地区名		
番号	引き取りの者氏名			連絡先(電話・住所)		児童との 関係	
1	保護者	☐	電話				
			携帯				
			住所				
2	ふりがな ☐	電話					
		携帯					
		住所					
3	ふりがな ☐	電話					
		携帯					
		住所					
① 震度5弱以上の場合は原則として、引き渡しシートに記載された保護者等が引き取りに来るまで学校に待機させます。 ② 震度5弱未満の場合でも、大津波警報が出されている場合や教育委員会からの指示があった場合は、学校で待機させます。 ③ 震度5弱未満で②以外の場合でも、学校への待機を希望するかどうかを右のチェックボックスに付けてください。						☐ 待機する ☐ 待機しない	
引き渡し日			時間	教職員名			
避難場所				電話番号			

2. 教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、安芸市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- ・震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- ・事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- ・その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- ・一斉配信メール ・本校ウェブサイトへの掲載 学校入口（校門）への掲示
- ・避難所への掲示 ・* P T A役員、地域の方などへの伝言依頼
- ・安芸市の広報（安芸市教育委員会を通じて要請）

②臨時登校の実施

校長は、必要に応じて、安芸市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- ・登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- ・児童の心理面の状況把握・安定確保
- ・児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- ・校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- ・ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- ・通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）
なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて保護者への連絡を行う。

3. 学校再開に向けた対応

大きな被害が発生した地震後、学校再開のための準備活動を行う。その際、地震後の災害対策の班を再編して、その準備にあたる。被害の規模によって、学校再開の時期は変動する。

（１）学校教育の再開に向けた被害状況調査

下記の状況を考慮しつつ、安芸市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

（２）学校教育再開のための準備活動班

名 称	担 当	主 な 対 応
学校再開準備班	（教頭を中心に）	○学校施設の安全確認と補修並びに危険箇所への立ち入りの制限を行う。 ○通学路の安全確認と危険性のある地域を避ける通学路の確保と児童・保護者への連絡を行う。 ○授業再開に必要な物資や学用品の確保を行う。 ○学校再開に向けて避難場所の再配置の検討を行う。 ○学校再開について避難住民との協議を行う。 ○教室の割り振りを行う。
応急教育計画作成班	（教務主任を中心に）	①教育の場の確保 ○安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じて他施設の借用、借教室の建設など ②教育課程等の再編成 ○臨時の教育計画を作成する。 ○授業形態の工夫（始業遅延・短縮授業・２部授業・複式授業など） ○臨時の学級編制 教職員の再配置・確保。 ○臨時時間割作成と保護者への伝達を計画する。 ○学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫 ○給食への対応 ③避難所運営との調整 学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について

		確認・依頼する。 【避難所運営組織との協議事項】 ＊立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認 ＊動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分） ＊生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）
心のケア推進班	（養護教諭を中心に）	○被災による精神的ショックを受け、心のケアが必要な児童の調査と対応を行う。 ○給食への対応。 ○必要に応じてスクールカウンセラーに依頼を行う。

（３）学校教育再開時期の決定・連絡

（２）の状況を考慮しつつ、安芸市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。授業再開時期を決定した後は、２（１）に示した多様な手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

（４）被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

- ・児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報をとりまとめ、速やかに安芸市教育委員会へ報告する。
- ・当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- ・教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、安芸市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

- ・避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- ・転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。